

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年10月14日(火)

今週のこぼれ

育成就労制度

技能実習制度を廃止し、新たな外国人材受け入れ制度として人手不足分野における人材の育成・確保を目的に創設された育成就労制度の施行日は令和9年4月に決定。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/13(月) 大安 スポーツの日、大阪・関西万博が閉幕

14(火) 赤口 鉄道の日

15(水) 先勝 プロ野球CS・ファイナル開幕、大相撲ロンドン公演

16(木) 友引

17(金) 先負 貯蓄の日

18(土) 仏滅 統計の日

19(日) 大安 体操世界選手権

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

10/6(月) 47,945 △2175 150.01 ▼2.61

7(火) 47,951 △6 150.62 ▼0.61

8(水) 47,735 ▼216 152.56 ▼1.94

9(木) 48,580 △845 153.06 ▼0.50

10(金) 48,089 ▼491 152.84 △0.22

基礎控除見直しに伴う公的年金の源泉徴収

令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直し等が行われたことに伴い、公的年金等は源泉徴収の対象となる年金額が引上げられました。

◆ 令和7年分は12月の年金支払い時に精算

公的年金等は「雑所得」として課税の対象となっており、受給する年金額が一定金額以上の場合は所得税等が源泉徴収されています(障害年金や遺族年金は非課税)。

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除の見直しや19歳以上23歳未満の子等に係る特定親族特別控除の創設などが行われましたが、令和7年分の公的年金等の源泉徴収においては12月の年金支払い時に、一定の基礎的控除額(公的年金等の収入金額にかかわらず一律で計算)を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行い、差額が生じる場合は還付が行われます。

また、令和7年分の所得税について、創設された特定親族特別控除などの適用を受ける場合は原則、確定申告が必要となります。

◆ 令和8年分から源泉徴収の対象金額が引上げ

令和8年分からは公的年金の源泉徴収の対象となる年金額が引上げられ、65歳以上の方は205万円以上(現行158万円以上)、65歳未満の方は155万円以上(現行108万円以上)となります。

源泉徴収の対象となる方には年金機構から「扶養親族等申告書」が送付され、源泉徴収される所得税について配偶者控除等の各種控除を受ける場合は申告書を提出する必要があります。

なお、源泉徴収の対象外となる方は扶養親族等申告書の提出は不要のため、送付されません。

■この記事の詳細は、情報BOX201539

役員の変更等があった場合は登記を忘れずに

会社等を設立後、登記した事項(役員や商号、所在地など)に変更が生じた場合は2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

株式会社の場合、役員の任期は取締役が原則2年、監査役が原則4年(非公開会社は取締役及び監査役の任期を最長10年まで伸長可能)のため、任期毎に役員変更の登記を行います(任期満了後に同じ方が再任した場合でも変更の登記が必要)。

なお、法務省は本年10月10日時点で最後の登記から12年経過した株式会社や、5年経過した一般社団法人等に対して、2ヵ月以内に「必要な登記申請」又は「事業を廃止していない」旨の届出がない場合は、みなし解散の登記を行います。

e-Taxの「ID・パスワード方式」が新規停止

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で所得税などの申告書等を作成した場合、マイナンバーカードを保有していない方でも税務署で事前に本人確認を行った上で発行される「ID・パスワード方式」によりe-Taxで申告ができました。

しかし、マイナンバーカードを用いたe-Taxの利用をより一層進めるため、今月からID・パスワードの新規発行が停止となりました。

なお、既に「ID・パスワード方式」の届出をしている方は、引き続き利用できます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

所得税の基礎控除の見直し等に伴う公的年金の源泉徴収の取扱い

令和 7 年度税制改正により、所得税の基礎控除等の見直しや、特定親族特別控除の創設などが行われました（令和 7 年 12 月 1 日施行）。これに伴い、令和 7 年分の公的年金等における源泉徴収税額の精算や、令和 8 年分以後に源泉徴収の対象となる年金額の引上げなどが実施されます。

◆基礎控除の改正に伴う公的年金等の源泉徴収税額の精算

令和 7 年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除く）の源泉徴収において、令和 7 年 12 月の年金支払時に、改正後の一定の基礎的控除額※を用いて計算した 1 年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります。

この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。

なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合や、扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

※令和 7 年分の公的年金における源泉徴収額の計算に用いる基礎的控除額は次のとおりです。

受給者	令和 7 年 12 月の精算時	令和 7 年の各月の年金支払い時
65 歳以上	公的年金等の月割額×25%+100,000 円 (165,000 円未満の場合は 165,000 円)	公的年金等の月割額×25%+65,000 円 (135,000 円未満の場合は 135,000 円)
65 歳未満	公的年金等の月割額×25%+100,000 円 (125,000 円未満の場合は 125,000 円)	公的年金等の月割額×25%+65,000 円 (90,000 円未満の場合は 90,000 円)

令和 7 年分の所得税の基礎控除額は、合計所得金額により異なりますが、公的年金等の源泉徴収において令和 7 年 12 月の精算時に用いる基礎的控除額は、公的年金等の収入金額にかかわらず、一律で計算することとされています。このため、合計所得金額が 88 万円超 132 万円以下になる方（年齢 65 歳以上で公的年金等の収入額が 198 万円超 242 万円以下の方や、年齢 65 歳未満で公的年金等の収入額が 154 万 1 円超 212 万 6,667 円以下の方が該当）のうち、上記の精算後でもなお年間の源泉徴収税額がある方は、確定申告書を提出することにより還付を受けることができる場合があります。

◆令和 8 年分以後に源泉徴収の対象となる公的年金等の額

令和 8 年分以後の公的年金等について、源泉徴収の対象となる公的年金等の額が次のとおり引上げられました。受給する年金額が次の額に満たない場合、源泉徴収は要しません。

受給者	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和 7 年分まで	令和 8 年分以後
65 歳以上の方	158 万円以上	205 万円以上
65 歳未満の方	108 万円以上	155 万円以上
退職共済年金の受給者であって、 老齢基礎年金が支給されている方	退職共済年金の年金額が 80 万円以上	退職共済年金の年金額が 127 万円以上

◎扶養親族等申告書について

公的年金の受給者が提出する令和 8 年分以後の扶養親族等申告書は、「控除対象扶養親族」に特定親族に該当する者のうち合計所得金額が 85 万円以下である者を加えた「（公的年金等に係る）源泉控除対象親族」を記載することとされました。

日本年金機構では、公的年金について源泉徴収の対象となる方に対して、毎年 9 月頃に「扶養親族等申告書」を送付しており、源泉徴収される所得税について配偶者控除等の各種控除を受ける場合には提出が必要となります。

源泉徴収の対象とならない方には「扶養親族等申告書」は送付されず、申告書を提出する必要はありません。また、これまで毎年「扶養親族等申告書」が送付されていた方でも、令和 8 年分からは源泉徴収の対象外となり申告書が送付されない場合があります。

なお、源泉徴収の対象とならない方でも、個人住民税の課税対象となる場合は、住民税の申告が必要となる場合があります。